# 姶良市農業委員会総会議事録(令和元年6月)

- 1. 開催日時 令和元年6月28日(金) 午後1時30分~午後3時48分
- 2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

## 農業委員 出席委員(18人)

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甑 達也
6番	今西 馨	16番	松尾博好
7番	本村 正一	17番	_
8番	坂元 廣幸	18番	市薗 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 愼二
10番	川島兼次		

## 欠席委員なし

## 農地利用最適化推進委員 出席委員(12人)

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都和義	12番	湯脇 博信

## 欠席委員なし

#### 3. 議事日程

- 1. 議事録署名委員の指名
- 2. 会議書記の指名
- 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
- 6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について
- 9. 議案第 7号 非農地証明願について
- 10. 議案第 8 号 農地あっせん申出(貸付 希望) について

- 11. 議案第 9 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の 意見決定について
- 12. 議案第 10 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について
- 13. その他

## 4. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 振興係長 農地係参事補 農地係主任主査

			姶良市農業委員会総会議事録(令和元年6月)
			(大会議室に全員着席)
		事務局長	姿勢を正してください。
			一同礼。
			〔1.総会の通告〕
議	長		ただいまから、令和元年度 第3回 姶良市農業委員会総会を開会いたします。
			ただいまの出席農業委員は <u>18名中、18名</u> で、定足数に達して おりますので、総会は成立しております。
議	長		それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
		事務局	資料により説明。
議	長		議事日程に入ります。 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、姶良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
		委 員	『異議なし』
議	長		それでは、2番委員、3番委員にお願いいたします。
議	長		つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、 事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指 名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参 与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができな いとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了ま

での間、退席をお願いします。

関係議案、終了後に入室・着席していただきます。

なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。

## 議案第1号

#### 議長

それでは、日程第3 議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意 見決定についてを議題に供します。

9番につきましては、取り下げになりましたので、1番から8番までと、10番から48番について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は1ページ目からです。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地の利用権の設定になります。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は6月30日、契約の始期は7月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年が3件、2年間が3件、3年間が3件、4年間が1件、5年間が18件、10年間が21件で、合計49件となっております。面積につきましては、合計77,026㎡となっております。農用地利用集積計画(貸借)の内容につきましては、総会資料の2ページから10ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。総会資料の10ページ、49番は14番委員、50番は19番委員の関与する議案となっております。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定 「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろし くお願いします。

以上、第1号議案の説明を終わります。

#### 議長

それでは、1番から8番までと、10番から48番について、一括して質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願い します。

## 委 員 「質疑・意見なし」

## 議長

それではお諮りいたします。

議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1 番から8番までと、10番から48番までについて、原案のとおり決定 することに賛成の委員は挙手をお願いします。

		委	員	〔賛成多数〕
議	長			賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、1番から8番までと10番から48番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号 49番と50番については、議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 49番の関係者、14番委員の退席をお願いします。
		委	員	(14委員退席)
議	長			それでは、49番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を お願いします。
		委	員	「質疑・意見なし」
議	長			それではお諮りいたします。議案第1号 49番について、原案のと おり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		委	員	〔賛成多数〕
議	長			賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、49番については原案のとおり決定いたしました。 14番委員は着席してください。
		委	員	(14番委員着席)
議	長			次に、50番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の5番委員に議長を交代いたします。
		委	員	(議長退席)
				(5番委員 議長席に着席)
議	長			それでは、50番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお 願いします。
		委	員	〔質問、意見なし〕
議	長			それでは、お諮りいたします。議案第1号 50番について、原案の とおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

## 委 員 〔賛成多数〕

#### 議長

賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、50番については原案のとおり決定いたしました。

このあとは、会長に議長をお返しします。

## 委員

(5番委員 議長席から退席)

(会長 議長席に着席)

## 議案第2号

## 議長

次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番から4番について説明をお願いします。

まずは、1番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決 定についてご説明申し上げます。総会資料は、11ページです。今回の申 請件数につきましては、4件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1ページから4ページに調査書がございますので、ご審議の参考として 下さい。

それでは、1番につきましてご説明申し上げます。

譲受人 鹿児島市在住の〇〇。なお、姶良市三拾町にも家屋がございます。譲渡人 東餅田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字下水流〇〇番〇 畑 計1筆 合計面積が453㎡です。

以上で1番の説明を終わります。

## 議長

ただいまの説明の1番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

## 委員

3番推進委員です。それでは調査報告をいたします。

令和元年の6月21日、譲受人宅をば訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地につきましては、船津橋をば渡る手前のですね右側の畑で、譲渡人の兄弟の共有地であり、譲渡人本人が、夫婦で除草作業をしていたら、譲受人が通りかかりまして、「大変ですね。」という声をかけられたそうです。無償でもいいから、ここは差し上げるよという譲渡人の話でございました。まあそういうことが話が進みまして、あとは、野菜を栽培する取り組みをすることで、一応、話がついたようでございました。現在の野菜栽培につきましては、人参、ブロッコ

リー、にんにく、おくら、かぼちゃ、甘藷など、栽培されており、販売 先は、ファーマーズ、Aコープ姶良店、生協、並木のJAを通じまして、おいどん市場のほうに出荷し、販売額がだいたい年収100万から110万程度をば見込んでいらっしゃるということでございます。譲受人の耕作面積は、現在は20アールで、夫婦で作業をされていらっしゃいますので、労働力は十分あると思います。機械につきましては、軽トラック、トラクター、管理機、耕運機、各1台、今後の購入予定につきましては、投薬関係の動噴等をば、今後は購入したいということでありました。

当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2番につきましてご説明申し上げます。

譲受人 姶良市在住の○○。譲渡人 姶良市在住の○○の贈与による 所有権移転です。申請地の所在は、住吉字トウベ○○番 田 の1筆 面 積が894㎡です。

以上で2番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の2番に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委 員

2番推進委員です。それでは調査報告をいたします。

令和元年6月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は現在、約2反6畝位の田んぼを耕作しております。この土地は数年前から、○○さんといって、借りたままで、なかなか耕作しない人がおるんですが、この人が利用権設定しても、何年も作っていなくて、「よし」が「よしあけ」というんですが、田んぼ一面にはびこりまして、誰もこの田んぼを作ることが出来ないということで、譲渡人から、「誰か作る人がいれば、あげるよ」ということで、ありました。

そこで、譲受人が昨年末から「よし」の根っこをずっと掘り起こしまして、今年はですね、田植えが出来る位まで広げております。譲受人は農機具についてはですね、トラクター、乾燥機、防除機、軽トラックを所有しております。

当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議長

次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、次に3番についてご説明申し上げます。

譲受人 姶良市在住の○○。譲渡人 横浜市在住の○○の売買による 所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字四反田○○番○ 田 の1筆 面積1,431㎡です。

以上で3番の説明を終わります。

#### 議長

ただいまの説明の3番に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

## 委員

6番委員でございます。

令和の元年6月17日、日にちははっきり言います。の日に譲受人宅 を訪問いたしましたけども、そん時はご本人が留守で、娘さんが在宅さ れておりました。そいで取り敢えず倉庫を見してくださいということ で、機械類を確認しましたところ、簡単に申し上げますと、オール「い せき」の農機がほんとでございました。こういうのも珍しいと、そい で、ご本人は年齢上88歳ですけれども、圃場整備の役員にもなってい ただきましたし、わたしの話に賛同されまして、「おまんさーの言うこ とは、全部聞く」というような、はったりともなるかもしれないような 言葉でございましたけど、まあ、娘さんにだんなさんを会いたいという ことを、伝えてくださいと言いましたところ、すぐ、夜になって、今度 はわたしのうちにみえまして、いろんなことをお聞きしました。ほい で、この申請の現地は自分のうちから、徒歩で約5分位のところです。 近いです。で、1反4畝位あります。これが道路よりちょっと高いあた りになっておりますけど、立地条件は最高にいい場所だな一というほう に思っております。で、条件としまして、何らこの問題となることは発 生しないということの判断を、本人さんに聞いたところ、その通りで す。よろしくお願いします。ということでありました。

そいで、当申請は、農地法第3条の第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。終わります。ありがとうございました。

#### 議長

次の、4番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、次に4番につきましてご説明申し上げます。

譲受人 姶良市在住の○○。譲渡人 鹿児島市在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字内古河○○番○ 田 平松字○○番○ 田 の合計2筆の 面積が面積の合計が1,244㎡です。以上で4番の説明を終わります。

#### 議長

ただいまの説明の4番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

#### 委 昌

1番推進委員です。それでは調査報告をいたします。

令和元年6月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は少し足が不自由でありますが、隣に住んでいる弟さんの手伝いをもらいながら、耕作されているということです。機械は申請されたとおり、所有されていて、倉庫に保管されています。また、申請地は500m位離れたところにありますが、耕運されてきれいにしてありました。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について一括して質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員

[質疑・意見なし]

議長

それではお諮りいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員 [賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の 処分決定についての1番から4番については、原案のとおり決定いたし ました。

議案第3号

議長

次に、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを 議題に供します。1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は12ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。

それでは1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は姶良市内の株式会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は平松字上福元水流〇〇番〇が、ただ今、分筆が完了しまして、〇〇番〇 田〇〇番 田計2筆 合計面積が2,361㎡です。当初の転用目的は宅地造成で、平成31年3月に5条許可がされております。変更理由としましては、その当時、許可を取り造成を検討している最中に、西側の隣接農地の地権者から、将来の耕作に不安があるということで、要望が

有りまして、新たに他の8筆、面積が5,793㎡と一体利用で、造成をする計画をたてまして、今回、事業計画変更をしたいということで、ございます。以上で、すみません。なお、この議案第5号の14番と関連がございます。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの事務局説明に関連して、8番委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての14番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、8番委員です。調査報告をいたします。農地区分は第三種農地で、問題ございません。調査内容といたしまして、申請地の位置が大和葬儀社重富斎場から、北西に約100mの所でございます。造成工法が盛土が2m、土留工法、L型の2mでございます。申請実現の確実性は、融資で面積が適当、融資証明もありまして、確実でございます。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員といたしましては、許可意見でございます。以上です。

議長

これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

議長

それではお諮りいたします。

議案第3号、 農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のと おり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 [賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。

議案第4号

議長

次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決 定についてご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今 月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、さつま町の社会福祉法人〇〇理事長〇〇。土地の所在は、平松字野中〇〇番〇 田、〇〇番〇 畑、〇〇番〇 田 の計3筆合計面積が603㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が準工業地域に指定されており、農地区分は、第三種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、申請理由は申請地を含む一体の土地を、隣接する社会福祉施設の駐車場として利用したいとのことでございます。自己資金で対応し、改良区は除外済のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらの方は、隣接地の〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇と一体利用し、全事業面積は1,029.17㎡となっております。以上で説明を終わります。

## 議長

ただいまの説明の1番に関連して、11番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

#### 委員

はい、11番委員です。農地区分は、農地、第3種農地で問題なし。申請地の位置といたしまして、マモリエあいら から北西に10mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東が市道、西が県道、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金も有り確実である。特記事項といたしましてですね、現地をいろいろ見まして、中に水路があったもんですから、その水路については、併せて払い下げを受けたので、水路は機能して、現在は機能していないということで、条件なしで水路まで埋め立てて良いことになっています。ですから、特記事項はございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては許可意見であります。以上です。

## 議長

これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

## 委員「質疑・意見なし」

## 議長

それではお諮りいたします。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### 委 員 「賛成多数〕

## 議長

賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についての1番については、原案のとおり意見の決定及び許可

## 11

が決定いたしました。

## 議案第5号

## 議長

次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番から14番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は14ページから19ページでございます。今月の申請件数につきましては、14件となっております。まずあの説明に入ります前に、常設審議委員会における意見聴取について、了承いただきたいことがありますが、これまで常設審議委員会における意見聴取につきましては、姶良市としまして30アール超え、農用地区域内農地、第一種農地、一般住宅面積超過、追認案件について行ってまいりましたが、一般住宅面積超過、追認案件、この2件につきましては、県農業会議より、各農業委員会で許可することで、差し支えないということで、ございましたので、今後につきましては、30アール超えと、農用地区域内農地、第一種農地の転用案件のみを、県の農業会議へ意見聴取することといたしますので、ご了承くださるよう、よろしくお願いします。

それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は兵庫県在住の○○他1名、譲渡人が兵庫県在住の○○、土地の所在は加治木町反土字惣門○○番○ 田、○○番○ 田の計2筆 合計面積が466㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種住居地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は貸駐車場で、申請理由につきましては、貸駐車場として経営する計画でありますとのことです。自己資金で対応し、水利組合の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付がございます。以上で、説明を終わります。

## 議長

ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

## 委員

6番推進委員が報告いたします。農地区分は第三種農地で問題ございません。申請地の位置は、加治木高校から北へ150mの位置です。造成工法は現状のままということでした。被害防除は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北は宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項は何もありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。これで終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは2番につきまして、ご説明いたします。借人 姶良市在住の 〇〇、貸人 姶良市在住の〇〇、土地の所在は西餅田字森ノ下〇〇番〇 田 330㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第 一種住居地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されま す。転用目的は一般住宅 1棟 97.39㎡で、理由としましては、 現在、借家住まいで手狭になったため、実家の近くに自己の住宅を建築 したいとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書がございま す。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

3番推進委員です。それではご報告いたします。農地区分は第三種農地で問題はありません。申請地の位置ですが、ダイソーAコープ姶良店の隣接地で、の位置にあります。被害防除の現況ですが、東が宅地、西が市道、それから南が宅地、北も宅地ということでございます。申請実現の確実性につきましては、融資証明もあり確実であるということです。条件及び特記事項につきましては、特別にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で、報告を終わります。

議長

次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は霧島市の株 式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は兵庫県在住の〇〇、土地の所在は 三拾町字水流寺○○番 田 702㎡です。申請地につきましては、土 地改良事業の施工もなく、農地の広がりは10~クタール未満の区域内 の農地であり、農地区分は第二種農地と判断されます。転用目的は宅地 造成で、申請理由としましては、この申請地は長期不耕作となっている ため、宅地造成して供給し、地域の住環境整備に貢献したいということ でございます。自己資金と融資で対応し、土地改良区の意見書がありま す。また、被害防除計画書の添付がございます。特定建築条件付き土地 ということでございますが、この文字はちょっと見慣れないかと思いま すが、こちらのほうの説明について、させていただきたいと思います。 この、特定建築条件付き土地という条件につきましては、これまで宅地 造成につきましては、都市計画法に規定する用途地域、いわゆる第三種 農地に認められておりまして、用途地域以外では、建売住宅でしか転用 申請が出来ませんでしたが、本年の4月に、農地法の運用についての一 部改正がございまして、新たに建築条件付売買予定地として、一定の要 件を満たすことが確実と認められる時は、用途地域以外でも、宅地造成として、転用申請が可能になったところでございます。この要件としましては、一つ目に転用事業者、または、転用事業者が指定する建築業者と、一定期間内、概ね3ヶ月に、建築請負契約を締結すること。二つ目に、一定期間内に建築請負契約をしなかった場合は、売買契約が解除されること。最後に、販売することが出来なかった残余の土地については、自ら事業者が住宅を建設することと、なっててございます。以上で説明の方を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委 員

10番委員です。報告します。農地区分は第二種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題なし。申請地の位置は、姶良西部森林組合から、西に20mの位置です。被害防除現状としまして、東が荒地、西が県道、南が宅地、北が宅地、申請実現の確実性として、自己資金、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。終わります。

議長

次の、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは4番につきまして、ご説明いたします。申請人は 姶良市在住の○○他1名、譲渡人 大阪府在住の○○他1名、土地の所在は西餅田字上今別府○○番○ 畑、○○番○ 畑の 計2筆、合計面積が346㎡です。申請地につきましては、都市計画用途内の、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 134.98㎡で、申請理由としましては、現在、借家住まいのため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区のほうにつきましては、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委 員

はい。9番委員です。報告いたします。申請地の位置は、松原下公民館から北西に約200mの位置です。すみません。申請地はあの第三種農地で、問題なしです。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南も宅地、北が市道です。計画申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、なし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の

結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。

議長

次の、5番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは5番につきまして、ご説明いたします。鹿児島市の株式会社 〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 姶良市在住の〇〇他2名、土地の所在は 宮島町〇〇番〇 畑 271㎡です。申請地につきましては、都市計画 区域内の用途が近隣商業地域に指定されており、農地区分は第三種農地 と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、〇〇の駐車 場用地として最適なためということです。自己資金で対応し、改良区の ほうは、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書 の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

はい。8番委員です。まず最初に、先程の3号議案で被害防除現況を報告いたしませんでした。申し訳ございませんでした。農地区分は、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置が、南日本銀行姶良支店から北に10mのところでございます。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南も市道、北が宅地でございます。申請実現の確実性は、自己資金で、〇〇は自己資金証明もあり確実でございます。条件及び特記事項は、ございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。以上です。

議長

次の、6番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは6番につきまして、ご説明いたします。譲受人 姶良市在住の〇〇他1名、譲渡人 姶良市在住の〇〇、土地の所在は蒲生町上久徳字木佐木原〇〇番〇 田 370㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりは10~クタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第二種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 105.99㎡で、理由としましては、当地に自己の永住用家屋の建築計画に至るということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。 委員

11番推進委員です。場所は、県道伊集院蒲生溝辺線の線形が若干変わるんですが、そこに面した場所にかかります。えーと立地基準ですが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置、川東地区いきいき交流センターから南西に約100mの位置です。被害防除ですが、東が里道、西が里道と県道、南が里道、北が県道と原野。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は、ございません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で、終わります。

議長

次の、7番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは7番につきまして、ご説明いたします。譲受人 姶良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 姶良市在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字中尾立〇〇番 畑、〇〇番 畑の計2筆、合計面積が896㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種住居地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、現在の資材置場を売却するために、新たに当地の計画に至るということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済みのため、不要ということです。なお、被害防除計画書の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委 員

はい。11番委員です。農地区分は、第3農地で、問題はございません。申請地の位置としまして、加治木幸和寮から、南東に50mの位置です。被害防除現況として、東が畑、西が畑と宅地です。南が畑、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金も有り、確実である。特記事項は、ございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。

議長

次の、8番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは8番につきまして、ご説明いたします。譲受人 宮崎県在住の〇〇、譲渡人 東京都在住の〇〇他3名、土地の所在は西宮島町 〇〇番 畑 217㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 56.51㎡で、理由としましては、現在、借家住まいであるため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域

外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。以上で、説明を終わります。

#### 議長

ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい。3番推進委員です。それでは、ご報告を申し上げます。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、姶良小学校から、北東に約20mの位置でございます。造成工法につきましては、現状のままということでございます。被害防除現況でございますが、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地と雑種地ということになっております。申請実現の確実性ですが、融資証明も有り、確実であると思います。条件及び特記事項ですが、特別にございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議長

次の、9番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは9番につきまして、ご説明いたします。譲受人 奄美市在住の〇〇、譲渡人 姶良市在住の〇〇他1名、土地の所在が松原町〇〇丁目〇〇番〇 畑 202㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、申請地の取得後、隣接する宅地の拡張するためとのことです。この隣接する宅地も一緒に購入するということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委員

はい。11番委員です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置といたしまして、松原たいこ公園から、東に200mの位置です。被害防除現況として、東が市道、西が宅地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性として、融資証明も有り、確実である。特記事項は、ございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしまして、許可意見であります。以上です。

議長

次の、10番について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは10番につきまして、ご説明いたします。譲受人 姶良市の

株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 姶良市在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字川添〇〇番〇 田 348㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりは10~クタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第二種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、事業拡張のため、資材置場として、利用する目的でありますということです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委 員

はい。11番委員です。農地区分はですね、第2種農地でありますが、市街地であり、新設農地に該当するため問題ありません。申請地の位置といたしまして、加治木小学校から、北に450mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東が雑種地、西が田、南が九州電力の鉄塔があります。北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金も有り、確実である。特記事項は、ございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしまして、許可意見でございます。以上です。

議長

次の、11番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは11番につきまして、ご説明いたします。譲受人 加治木町 反土の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字城戸口〇〇番〇 田 1,514㎡。また、もう一人譲渡人 加治木町木田在住の〇〇、土地の所在は、加治木町木田字城戸口〇〇番〇 田 面積のほうが60㎡のうち1.80㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、現在、不動産・建設業を営んでおり、申請地を事業継続のため、宅地分譲をするという目的です。自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。また、被害防除計画書の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。6番推進委員が説明いたします。農地区分は第三種農地で問題 ございません。申請地の位置は、加治木小学校から西に約150mの位 置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道と宅地、南が宅地、北は 畑です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実で す。条件及び特記事項はございません。総合意見としまして、転用許可 基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としまして は、許可意見であります。これで終わります。

議長

次の、12番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは12番につきまして、ご説明いたします。譲受人 平松在住の〇〇、譲渡人 西餅田在住の〇〇、土地の所在が西餅田字クミ迫〇〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が239㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 124.00㎡で、理由としましては、両親の土地を贈与し、申請地に一般住宅を建築したいとのことです。自己資金と融資で対応し、土地改良区の意見書がございます。なお、こちらにつきましては、始末書及び被害防除計画書の添付がございます。隣接地の〇〇番〇と一体利用し、全事業面積が255㎡となってございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

はい。9番委員です。農地区分は第三種農地で問題なしです。申請地の位置は、JR姶良駅から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が雑種地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明及び融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告終わります

議長

次の、13番について事務局の説明を求めます。

事務局

13番につきまして、ご説明いたします。譲受人 ○○他1名、譲渡人 西餅田在住の○○、土地の所在が西餅田字クミ迫○○番○ 田 面積のほうが、786㎡のうち0.66㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は隅切通路で、理由としましては、贈与を受けて入口が狭いので、隅切をして入口を造成しますとのことです。こちらの隅切通路につきましては、さきほどの宅地の隅切通路ではなく、奥の余った農地の行く入口としての隅切通路でございます。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、始末書及び被害防除計画書の添付がございます。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委 員

はい。9番委員です。農地区分は第三種農地で問題なしです。申請地の位置は、JR姶良駅から南東に約100mの位置です。被害防除の現況が、東が宅地、西が雑種地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告終わります

議長

次の、14番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、14番につきまして、ご説明いたします。譲受人 姶良市 宮島町の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 平松在住の〇〇、土地 の所在が平松字上福元水流○○番 田 1,227 m<sup>2</sup>。また、譲渡人 ○○ 土地の所在が平松字上福元水流○○番 田 1,056㎡。譲渡 人 平松在住の○○ 所在が平松字上福元水流○○番 田 1,072 m<sup>2</sup>。譲渡人 平松在住の〇〇 所在が平松字上福元水流〇〇番〇 田 795㎡。譲渡人 池島町在住の○○他5名 所在が平松字上福元水流 ○○ 田、 ○○番 田 の計2筆 1,096 m<sup>2</sup>。譲渡人 平松在住 の○○ 平松字上福元水流○○番 田 324㎡。譲渡人 東餅田在住 の○○ 所在が平松字上福元水流○○番 田 223㎡です。申請地に つきましては、都市計画区域内の用途が第一種住居地域に指定されてお り、農地区分は第三種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理 由としましては、交通の便が良くなり、今後の住宅需要が見込まれるた め、宅地造成27区画・道路・公園を建設するということでございま す。融資で対応し、土地改良区の意見書がございます。なお、被害防除 計画書の添付がございます。こちらのほうにつきましては、許可済申請 地〇〇番〇、〇〇と一体利用し、全事業面積が8,154㎡となってお ります。こちらは、先程の議案第3号の1番と関連がございます。ま た、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。 以上で説明を終わります。

議長

本件については、議案第3号1番で、8番委員から報告済であります ので補足説明については、省略いたします。

議長

調査員の皆さん、ご苦労様でした。

これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から14番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。

# 委 員 [挙 手] 議 長 2番委員。

委 員

2番委員です。先程、事務局から説明があったんですが、ちょっと確認のためお聞きいたします。ページは14ページの議案5号の3番でございます。特定建築条件付土地ということで、宅地造成ということでございますが、これは事業者が何ヶ月やったけ、2ケ月やったけ、3ケ月やったけ、のうち建設をするとゆうことでしたよね。2ケ月ですか、3ケ月ですか。事業者が建設するわけですかね。

議長

事務局。

事務局

ただいまのご質問につきましては、要件として、その転用事業者、または、転用事業者が指定する建築業者と概ね3ヶ月以内に、建築請負契約を締結するということで、要件がございます。以上でございます。

議長

2番委員。

委 員

概ね3ヶ月ということで、ございますので、了解をいたしました。事業計画をみてみると、建築費に2,800万を計上してる、計上してありますので、これは、事業者が建設をする予定というふうに、理解してもよろしいでしょうか。

議長

事務局。

事務局

今のところは、こちらのほうは、一応、参考資料については建物とあと資金計画と立てておりますが、一応、予定としては、宅地造成でして、そのまま、購入者が見つかってから、その購入者が、事業者、その○か、○○の指定する建築事業者と3ヶ月以内に、契約をして家を建てるいうことの予定でございます。なので、そこが、先程要件のなかでありますとおり、もし、2区画売れなかったら、最終的には、○○が家を建てて、建売住宅として売るということで、一応、要件がございます。以上でございます。

議長

それでは、他にございませんか。それではお諮りいたします。

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 「賛成多数〕

2 22/7/2 2/3

## 議長

賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の 処分決定についての1番から14番までについて、原案のとおり意見決 定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構 の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。

## 議案第6号

## 議長

次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを 議題に供します。

1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は20ページでございます。今月の申請件数につきましては3件となっております。

それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は平松在住の〇〇、所有者につきましては〇〇でお亡くなりでございます。土地の所在は平松字上福元水流〇〇番、田、1,114㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種住居地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、年齢的・体力的に稲作作りが困難なためということでございます。なお、被害防除計画の添付がございます。以上で説明を終わります。

## 議長

ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明を お願いします。

### 委員

はい。8番委員です。報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置が、九州明乳販売から北に約70mのところでございます。被害防除の現況といたしまして、東が田、西と南が水路、北が田でございます。申請実現の確実性は、営農計画書も有り確実と思われます。条件及び特記事項は、ございません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。

## 議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は鍋倉在住の ○○、所有者は○○でお亡くなりでございます。親族の関係でございま す。土地の所在は鍋倉字総禅寺○○番○、田、827㎡です。申請地に つきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりが10~クタ ール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されま す。使用目的は、盛土をして畑で、申請理由とつきましては、自家用の家庭菜園として栽培したいとのことです。また、被害防除計画書の添付がございます。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委 員

はい。10番委員です。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、帖佐小学校から北に100mの位置です。被害防除現況としまして、東が山林、西と南と北は田んぼで荒地です。申請実現の確実性としまして、営農計画書も有り確実である。特記事項は、ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。終わります。

議長

次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは3番につきまして、ご説明いたします。申請人は鍋倉在住の〇〇、所有者は奈良県奈良市在住の〇〇。こちらも親族の関係でございます。土地の所在は鍋倉字総禅寺〇〇番〇、田、962㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりが10~クタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。使用目的は、盛土をして畑で、理由としては、自家用の家庭菜園として栽培したいとのことでございます。また、被害防除計画の添付がございます。以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委員

はい。10番委員です。報告します。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、帖佐小学校から北へ100mの位置です。被害防除現況としまして、東が山林、西、南、北は田んぼで荒地です。申請実現の確実性としまして、営農計画書も有り確実である。条件、特記事項は、なし。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。終わります。

議長

これより、議案第6号1番から3番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員 「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番から3番につい て、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### 委員

「賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番から3番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議案第7号

議長

次に、日程第9 議案第7号、非農地証明願についてを議題に供しま す。1番から2番について説明をお願いします。

まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号非農地証明願についてご説明いたします。総会 資料は21ページでございます。今月の申請件数につきましては2件と なっております。

それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は西餅田字森ノ下〇〇番〇、田、400㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。現況は宅地であり、昭和45年に住宅を建築したため、非農地となったものであります。以上で説明を、終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、3番推進委員から、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委 員

3番推進委員です。ご報告いたします。農地区分につきましては、第三種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、ダイレックス姶良店から、西に約50mの位置にございます。現況といたしまして申請のとおり、宅地となっており、49年を、49年程度を経っているという、認めらているということでございます。周囲の状況及び非農地ですが、周囲の現況が、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となり49年程度経ち、建物も建っているので、やむを得ないものと認めます。特記事項につきましてはございません。総合意見といたしましては、現地調査員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人、北山在住の ○○、所有者も同一です。土地の所在は北山字二ノ瀬戸○○番○、畑、 2,481㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりは10~クタール未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は山林です。昭和52年頃、杉の植林をしたということで、非農地となったものでございます。以上で説明を、終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、15番委員から、調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

15番委員です。申請地の位置は、北山小学校から、北に約500mの位置です。周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響、現況としまして、東が山林、西が畑、南が山林、北も山林です。非農地として認定するやむを得ない理由として、山林となって約42年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては、承認意見であります。以上報告いたします。

議長

これより、議案第7号、非農地証明願の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

議長

それではお諮りいたします。議案第7号、非農地証明願の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 [賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第7号、非農地証明願の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第8号

議長

日程第10 議案第8号、農地あっせん申出(貸付希望)については、先程、事務局から説明がありましたように、本日、取り下げになりましたので、審議なしとします。

議案第9号

議長

次に、日程第11 議案第9号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい。それでは、議案第9号、農地中間管理事業にかかる農用地利用 集積計画(貸借)の意見決定について、ご説明いたします。

本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画(貸借)と同様ではございますが、農地中間管理事業により、集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として上程いたしております。なお、資料25ページの19番が3番委員、20番が4番委員にかかる案件となっており、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、議事に参加出来ませんので、よろしくお願いします。

それでは、総会資料の23ページをお開きください。今回は始期を、 令和元年8月1日から設定する、令和元年募集期Ⅱ期について、審議し ていただきます。まず。利用権を設定するものと氏名、または、名称に つきましては、25ページの明細に記載してありますので、ご確認くだ さい。利用権設定を受けるものの氏名、または名称につきましては、 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人 です。本 案件は、募集期が6月で、本市で配分計画案を策定したのちに、機構が 配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告 し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生いたします。今 回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとするものは、 全体で20件、申請面積は25,380㎡です。設定する期間は6年6 月が1件、7年6月が2件、7年10月が1件、10年が16件です。 総会資料の24ページをご覧ください。借換区分別集計につきまして、 今回の設定地域は、三拾町地区、加治木町小山田地区、蒲生町上久徳地 区、米丸地区、北地区です。それぞれの地区の内訳につきましては、ま ず、三拾町地区につきましては、全体で1筆の、面積659㎡となって おり、借換区分別は新規、権利別は使用貸借、期間別は10年となって おります。続きまして、加治木町小山田地区についてご説明します。申 請は全体で2筆、面積1、764㎡、借換区分別は新規のみ、権利別は 使用貸借が1筆、面積501㎡、賃貸借が1筆、面積1,263㎡、期 間別は7年6月のみとなっております。次に蒲生町上久徳地区につきま しては、全体で申請8筆の面積12,106㎡となっており、借換区分 別につきましては新規が5筆、面積7,858㎡、AtoAが1筆の、 面積1,527㎡、載せ換えは2筆の、面積2,721㎡、権利別はす べて賃貸借、期間別は7年10月が1筆、10年が7筆です。次に蒲生 町米丸地区につきまして、全体で申請は1筆、面積513㎡、借換区分 別は新規で、権利別は使用貸借、期間別は6年6月です。最後に蒲生町 北地区につきまして、全体で申請は8筆、面積10,338㎡で、借換 区分別は、新規が7筆、面積8,745㎡、権利別は賃貸借のみ、期間 別は10年のみです。次に、載せ換えは1筆、面積1,593㎡、権利 別は賃貸借、期間別はすべて10年です。なお、期間別の10年を除く 他の設定期間につきましては、過去に1度、土地所有者より機構が借り 受けた分で、当時機構が借り受けした機関の残存期間となりますので、 ご承知おきください。以上で、9号議案の説明を終わります。

## 議長

それでは、令和元年 募集期2期 各筆1番から18番までについて、一括して質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

## 委員「質疑・意見なし」

## 議長

それではお諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、令和元年 募集期2期 各筆1番から18番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

## 委 員 [賛成多数]

## 議長

賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用 集積計画(貸借)の意見決定についての、令和元年 募集期2期 各筆 1番から18番までについては、原案のとおり決定いたしました。

なお、議案第9号 令和元年 募集期2期 各筆19番と20番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

19番の関係者、3番委員の退席をお願いします。

## 委 員 (3番委員退席)

## 議長

それでは、19番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を お願いします。

### 委員「質疑・意見なし」

## 議長

それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、令和元年 募集期 2期 19番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手 をお願いします。

## 委 員 [賛成多数]

## 議長

賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用 集積計画(貸借)の意見決定についての、令和元年 募集期2期 19 番については原案のとおり決定いたしました。

3番委員は着席してください。

#### 委員 (3番委員着席)

議長

次の、議案第9号 20番の関係者、4番委員の退席をお願いします。

委 員

(4番委員退席)

議長

それでは、20番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員

「質疑・意見なし」

議長

それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、令和元年 募集期 2期 20番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手 をお願いします。

委 員

[賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用 集積計画(貸借)の意見決定についての、令和元年 募集期2期 20 番については原案のとおり決定いたしました。

4番委員は着席してください。

委員

(4番委員着席)

議案第10号

議長

次に、日程第12 議案第10号 農地の利用状況調査に係る非農地 決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます

事務局

それでは、議案第10号 農地の利用状況調査に係る非農地決定についてご説明いたします。

資料は、総会資料の26ページをご覧ください。対象となる筆の情報につきましては、所在が蒲生町西浦字吉ノ元〇〇番、登記地目は畑、面積350㎡になります。非農地決定につきましては、1月の議案第10号農地の利用状況調査にかかる非農地決定について、223筆の承認をいただいたところでございますが、今月に入り、蒲生町西浦在住の農地所有者の親族より、当該農地は、近年、鳥獣の被害もひどく、周囲の農地も原野化し、過去に非農地決定を受けている。自身も高齢で、なんら耕作も保全管理も出来ていないのが、現状である。今後も、耕作のみならず、保全管理も出来ないことから、非農地に値するのではないでしょうかという申し出があり、地区の担当委員の7番委員と事務局で、再度、当該農地の、利用状況調査を行いました。このあと、現地調査の7

番委員より、現地調査報告をしていただきますので、当委員の調査報告 を踏まえ、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で10号議案の説明を、終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委 員

はい、7番委員が報告いたします。

総会資料の27ページをご覧ください。当該位置は、姶良市立西浦小学校から北に1.2 Kmのところの位置にあります。農地区分が農用地区地域外で、第2種農地となります。現況は、北が道路、西が公衆用道路で、東と南が過去に畑を非農地と決定した原野となっております。資料の写真でも確認出来るように、雑木や雑草に覆われて、既に原野化しており、敷地内の東側に梅の木や栗の木があるものの、収穫、また被害管理などもう長年されていないことが窺がえます。また、今後の耕作見込みについてですが、農地所有者は既に亡くなっております。親族の方も高齢者で、高齢で後継者もほかにいないとのことです。このほか、隣接する周囲の農地も耕作放置され、過去に非農地決定されていることから、総合的に勘案して、現地調査委員としましては、農地法第2条に定義される、農地に値しないと、判断いたします。以上、報告を終わります。

議長

これより、議案第10号 について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員

[挙 手]

議長

1番委員。

委 員|

1番委員です。あの今、議案につきましての非農地決定については、別に異論ございませんが、この26ページの資料の中に説明がありましたが、いわゆる、登記名義人の住所もわからないということで、まあいわゆるこの今、あの問題になってます、相続未登記農地、こういうまあ懸念が、こういった場合は特に、今後ですねまあ出るんじゃないかと思うんですが、このような案件につきましてもいわゆる相続の手続きですか、未登記ということではあるんですが、これをまた農業委員会が例えば入って、間に入ってこの、なんていううかまあ証明といったことができるようなところがあるのかどうか、でなければ永久にですね、わからなくなってしまうということですので、登記の問題について、いわゆるこの相続未登記農地の有り様というのか、今後どのように変えていっていけばよいのかということで、質問させていただきます。

議長 事務局。 はい。ただいまのご質問は、この議案の10号に関してというより 事務局 も、未相続登記についてのご質問ということでお聞きしてよろしいでし ようか。、 委員 わたしもその、土地の非農地については、異存はないと、ただしこの ような案件については、どうするんでしょうかという、関連質問です。 わかりました。未相続登記につきましてはですね。ただいま、法のち 事務局 よっと改正がございまして、今、離島のほうでですね。一件、県内では 事例がございます。相続をまあさせるというのは、なかなかですね、権 限でなくてですね。未相続登記のものについては、市のほうが公告をし まして、で公告の後にですね、名乗り出ないまあその、農地のその所有 に関係するもの、親族または、相続人等が、名乗り出ない場合はです ね、それをまた、市のほうが、県知事の方に報告しまして、県の裁定を 基にですね、利用権設定を結べるというふうになっておりますので、ま あそのような方法もございますので、そちらの法を基づいてですね、今 後は未相続農地等の対策には、活動していきたいと、思っております。 以上です。 ほかにございませんか。 議長 委員 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第10号 農地の利用状況調査に係 議長 る非農地決定について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手 をお願いします。 委員 [賛成多数] 議長 賛成多数により、議案第10号 農地の利用状況調査に係る非農地決 定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 その他 それでは日程第13、その他でございますが、委員の方から何かござ 議長 いませんか。 [挙 手] 委 員

11番推進委員。

議長

委 員

11番推進委員です。最初、議長の方から推進委員の方から意見がないとありましたので、頑張って質問さしていただきます。資料のですね、13ページ、議案第4号の1番ですね。これについてはですね、非常にわたしも現地調査回ったわけなんですが、非常に問題が多いねということで、保留というようなことで、だったはずなんですが、まあわたしが考えるに、耕地課、あるいは土木課、そういった協議が必要になるんじゃないのかなと、思ってました。そこでちょっと許可になるその手順を、ちょっと順を追って、説明をお願いいたします。

議長

事務局。

事務局

この〇〇の駐車場の件だと思うんですけども、現況がですね、水路があったんでございますが、一応これはですね、前、払い下げをして、その時に思川土地改良区からもそういうことでですね、水路はもう必要ないということで、市のほうと〇〇の間で払い下げが、必要ないということで、払い下げております。それと、あとですね、払い下げを受けておりまして、埋め立てのほうなんですけども、市のほうも埋め立ててよろしいということで、市と〇〇との協議は終了しておりまして、それで、埋め立てをするということでされています。以上です。

委 員

すいません。まあ流末の方が結局、県道をヒューム管で横断しているんですが、それが詰まっておりまして、このへんが土木課との協議が必要なんじゃないかなと、僕なりに思ったんですが、そこらはどうですか、埋めた後で陥没というようなことがあったら、その調査がどうしたんだというようなことが後で、出てくるような問題はないですか。

議長

事務局。

事務局

市のほうの側溝が、用水路がございまして、現地のほうに市道を横断して使用されておったんですが、これについては詰めて良いということで、協議がされた経緯がございます。それと県道側の方でございますが、これを詰めますと県道側の排水のほうには、行きませんので、そちらのほうはもう支障はないとなっているということです。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

委員

「質疑・意見なし」

議長

ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項は すべて終了いたしました。

# 議事録署名委員

署名委員	
署名委員	